

謹 告

ピタバスタチンカルシウムに関する特許権について

ピタバスタチンカルシウムは、日産化学工業株式会社がその原体を製造し、興和株式会社が商品名「リバロ錠1mg」、「リバロ錠2mg」、「リバロ錠4mg」、「リバロOD錠1mg」および「リバロOD錠2mg」として製造販売し、興和創薬株式会社が販売している医薬品であります。

このピタバスタチンカルシウムを有効成分とする医薬品に關しましては、日産化学工業株式会社が所有する、当該有効成分の結晶形についての特許権（日本特許第五一八六一〇八号、日本特許第五一九二四七号および日本特許第五二六七六四三号）、当該有効成分に係る製造法についての特許権（日本特許第四四三三一五六号、日本特許第四二八二二四八号および日本特許第四四九六五八六号）、興和株式会社および日産化学工業株式会社が所有する、製剤についての特許権（日本特許第三二七六九六二号および日本特許第五二六八八七六号）ならびに、興和株式会社が所有する、製剤についての特許権（日本特許第四九八一一九四号、日本特許第五一九〇一五九号および日本特許第五二五九八八〇号）が有効に存続しております。

ピタバスタチンカルシウムを有効成分として含有する医薬品を製造、輸入または販売するに当たっては、右記特許権をはじめとする興和株式会社および日産化学工業株式会社の知的財産権を侵害するおそれがあります。

興和株式会社および日産化学工業株式会社は、右記特許権をはじめとするピタバスタチンカルシウムに係る知的財産権について、これを侵害する行為または侵害するおそれのある行為に対し、直ちに厳正なる法的措置を講じる所存です。

今般製造販売承認を取得された企業におかれましては、侵害行為が無きよう十分ご留意いただきたくお知らせ申し上げます。

平成二十五年八月二八日

興和株式会社

愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号

日産化学工業株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1

謹 告

ピタバスタチンカルシウムに関する特許権について

ピタバスタチンカルシウムは、日産化学工業株式会社とその原体を製造し、興和株式会社が商品名「リバロ錠1mg」、「リバロ錠2mg」、「リバロ錠4mg」、「リバロOD錠1mg」および「リバロOD錠2mg」として製造販売し、興和創薬株式会社が販売している医薬品であります。

このピタバスタチンカルシウムを有効成分とする医薬品に関しましては、日産化学工業株式会社が所有する、当該有効成分の結晶形についての特許権（日本特許第5186108号、日本特許第5192147号および日本特許第5267643号）、当該有効成分に係る製造法についての特許権（日本特許第4433156号、日本特許第4281248号および日本特許第4496586号）、興和株式会社および日産化学工業株式会社が所有する、製剤についての特許権（日本特許第3276962号および日本特許第5166876号）ならびに、興和株式会社が所有する、製剤についての特許権（日本特許第4981194号、日本特許第5190159号および日本特許第5259880号）が有効に存続しております。

ピタバスタチンカルシウムを有効成分として含有する医薬品を製造、輸入または販売するに当たっては、上記特許権をはじめとする興和株式会社および日産化学工業株式会社の知的財産権を侵害するおそれがあります。

興和株式会社および日産化学工業株式会社は、上記特許権をはじめとするピタバスタチンカルシウムに係る知的財産権について、これを侵害する行為または侵害するおそれのある行為に対し、直ちに厳正なる法的措置を講じる所存です。

今般製造販売承認を取得された企業におかれましては、侵害行為が無きよう十分ご留意いただきたくお知らせ申し上げます。

平成25年8月28日

興和株式会社

愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号

日産化学工業株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1